

役員及び評議員に対する報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人高知県消防協会（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう
- (2) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれるものをいう
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）、手数料等をいう

(役員及び評議員の報酬)

第3条 この法人の役員及び評議員は、無報酬とする。

(費用の支給方法)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担する費用について、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する費用については、前もって支払うものとする。

(旅費の支給基準)

第5条 この法人の役員及び評議員の旅費の支給基準については、高知県の職員の旅費に関する条例（昭和29年7月12日高知県条例第36号）及び同規則（昭和31年4月6日高知県人事委員会規則第1号）を準用する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。